平成２７年（フ）第９４６号
大阪府河内長野市昭栄町14番61号
債務者　溝之上英己
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５３号
京都市北区西賀茂中川上町53番地
債務者　角田　勉
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　直太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
千葉県松戸市栄町７丁目486番地　アメリカンハイツＤ－101号
債務者　金子　明雄
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
岐阜県多治見市大原町７丁目31番地の６
債務者　酒向　順也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６６３号
堺市南区茶山台２丁８番３－202号
債務者　西尾　晃一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８３８号
名古屋市中区千代田１丁目５番11号（ブラウンハウス606号）、従前の住所名古屋市昭和区広瀬町３丁目19番地（ラシエールＲ＆Ｉ301号）
債務者　薦田　信明
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１６９号
横浜市青葉区荏田北３丁目９番地４　ルーブルハウスＥＤＡ101
債務者　原田　慶太
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤江　勇佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１７０号
横浜市青葉区荏田北３丁目９番地４　ルーブルハウスＥＤＡ101
債務者　原田　良重
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤江　勇佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４３号
京都府城陽市富野西垣内56番地　田川アパート４号
債務者　林　宏史
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草地　邦晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４８号
名古屋市中川区小塚町44番地
債務者　植田　祐次
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　愛喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７１９号
名古屋市港区船頭場１丁目107番地　スペクトル船頭場901号
債務者　青木　宏樹
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萱垣　建
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０３号
長野県北安曇郡池田町大字会染5253番地１
債務者　小林　正男
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮坂　希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２５３号
北海道旭川市７条通22丁目21番地の373　ドゥ・ランジェ106号室
債務者　熊倉　敏克
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４４号
宮崎市大塚町地蔵田4651番地　県営住宅４棟416号、前住所宮崎市橘通東５丁目１番６号クローネマンション602号
債務者　佐藤　裕明
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９６号
岐阜県大垣市室村町１丁目111番地
債務者　髙橋　実加
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
広島県三次市粟屋町3002番地５
債務者　湯浅　克治
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１５３号
千葉県銚子市清川町２丁目６番地の15　ＴＫマンション301号
債務者　岩﨑　秀子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係